

生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付が受けられます【特例貸付】



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070 (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度とは

下記の「対象となる方」が緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行う制度です。

◆対象となる方は

新型コロナウイルスの影響を受け、**休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための**貸付を必要とする世帯

◆貸付上限額

10万円以内
※学校等の休業等の特例は20万円以内

◆利率

無利子（保証人不要）

◆返済期間は

2年以内(据置期間1年以内)

◆実施期間は

令和2年3月25日から
令和2年7月末日まで

生活福祉資金（総合支援資金）の貸付が受けられます【特例貸付】



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070 (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度とは

下記の「対象となる方」が生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う制度です。

◆対象となる方は

新型コロナウイルスの影響を受け、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、**日常生活の維持が困難となっている世帯

◆貸付上限額

・2人以上 月20万円以内
・単身 月15万円以内
※貸付期間：原則3月以内

◆利率

無利子（保証人不要）

◆返済期間は

10年以内(据置期間1年以内)

◆実施期間は

令和2年3月25日から
令和2年7月末日まで

※原則、自立相談支援事業等による支援を受けることが要件となります。

2. 中小企業者への支援

(1) 各種助成制度

中小企業向けの資金融資 利子を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業向け資金融資利子助成とは

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上げが減少した中小企業者が、金融機関から制度融資を受けた場合の利子分について助成をします。

◆対象となる方は

栗原市に本社または事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する制度融資を受けた中小企業者（注1）

◆利子助成の対象となる資金は

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)
- ・ マル経融資〔特別枠〕 (日本政策金融公庫)
- ・ 危機対応融資 (商工組合中央金庫)
- ・ セーフティネット資金〔保証4号〕 (宮城県)
- ・ セーフティネット資金〔保証5号〕 (宮城県)
- ・ 危機関連保証 (宮城県)
- ・ 中小企業経営安定資金 (宮城県)

◆利子助成率は

借入から3年間は融資に係る利子相当額
借入から4年目及び5年目までは貸付金利の2分の1以内（上限0.80%以内）

◆利子助成対象融資限度額は

3,000万円

◆利子助成期間は

資金を借入した日から5年以内

◆申請に必要なものは

対象資金に係る金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し、融資実行計算書の写し

(注1)『中小企業者』：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者